

福生市における新型コロナウイルス感染症対策について

1 福生市新型インフルエンザ等対策本部の設置

市民の新型コロナウイルス感染及び感染拡大を防ぐことを目的に令和2年3月13日（金）付けで、「福生市新型インフルエンザ等対策会議」から市長を本部長とする「福生市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）へ移行・設置し、対策本部のとるべき行動等の「方針」を定めた。

令和2年3月13日 対策本部へ移行・設置

令和2年3月16日 対策方針の決定

令和2年3月25日 対策方針の変更

2 これまでの市の対応について

新型コロナウイルスに係るこれまでの市の対応については、別紙2に記載のとおり

3 新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針の変更について

令和2年2月26日に決定した「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針」について、国、東京都等が発した方針及び市内の感染状況等を踏まえ、その適用期間を令和2年4月12日（日）まで延長する。

4 市内小・中学校の対応について

（1）臨時休業の解除について

令和2年度からの市立小・中学校については、通常どおり授業を行うものとする。この場合において、次号に規定する事項を遵守するとともに、新型コロナウイルスの感染を防ぐことができる限りの措置を講じるものとする。

（2）教育活動を行う上での注意事項

ア クラスター（集団感染）を防ぐための措置として、次に掲げる条件すべてが同時に重なるような環境は排除すること。

（ア）換気の悪い密室空間

（イ）多くの人々が密集すること。

（ウ）近距離での会話や発声を行うこと。

イ 感染の予防に資する行動として、次に掲げる事項を励行すること。

（ア）手洗い・アルコール消毒などの手指衛生の徹底

（イ）咳エチケットの徹底

（ウ）マスクの着用

(エ) その他感染予防に必要な事項

ウ 登校の際には、検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合には、授業等を休み、外出を控え、自宅で静養することを徹底すること。

エ その他感染予防等に必要と認める事項の実施

(3) 入学式・始業式について

ア 入学式

(ア) 小学校 令和2年4月6日(月)

(イ) 中学校 令和2年4月7日(火)

※入学式の参列者については、来賓、教職員、新入生、新入生とその保護者及び式に関係する在校生とする。

※時間短縮のため、教育委員会告示、来賓紹介は行わない。また、祝電は掲示のみとする。

イ 始業式

(ア) 小学校 令和2年4月6日(月)

(イ) 中学校 令和2年4月6日(月)

(4) ふっさっ子の広場について

ふっさっ子の広場についても、令和2年4月6日(月)から通常どおりの運営・開室とする。この場合において、上記(2)に規定する事項を準用するものとし、利用する際の検温結果を記載したカードの持参とマスクの着用については、当面の間継続するものとする。

5 学童クラブ等について

(1) 学童クラブ

市内小学校の通常開校に伴い、学童クラブについては、令和2年4月1日(水)から通常どおりの運営とする。この場合において、上記4の(2)に規定する事項を準用し、感染予防に努めるものとする。

(2) 児童館

田園児童館、熊川児童館、武蔵野台児童館の3館については、令和2年4月12日(日)まで、休館を延長する。

6 市の業務・公共施設の対応について

(1) 市役所・保健センターの時間外開庁(水曜日の夜間・土曜日)の休業の延長

市役所・保健センターの「時間外開庁」についても、令和2年4月12日(日)まで、休業を延長する。

(2) 公共施設の対応について

現在、休館となっている公共施設の対応については、その対応を令和2年4月12日(日)まで、延長するものとする。ただし、新型コロナウイルス感染防止のための十分な措置がとられ、感染するおそれがないと判断する場合には、利用時間縮小等の措置を講じ、開館することができる。

7 今後の対応について

(1) 感染者が市内に発生した場合の対応について

市内学校、保育園その他の公共施設に関係する者が感染した場合において、濃厚接触者の有無等、更なる感染拡大のおそれがある状況にあるときは、その影響の度合いを勘案し、速やかに、休業その他の感染防止に資する対応をとり、感染の拡大を防ぐための措置を講じるものとする。

(2) その他

上記1から6までの事項については、現時点における対応であるが、今後の状況により、市民の健康の確保、感染の拡大を防ぐことを前提として、国、東京都等の方針や市内における感染状況等を踏まえ、柔軟に対応するものとする。